

宮城県公報

令和7年8月1日（金）
号外第32号

目次

告示

- 災害救助法の適用（復興支援・伝承課）

宮城県告示第 495 号

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に係る災害に関し、令和 7 年 7 月 30 日から石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町の区域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を実施する。

なお、災害救助法第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関する事務の一部を石巻市長、塩竈市長、気仙沼市長、名取市長、多賀城市長、岩沼市長、東松島市長、亘理町長、山元町長、松島町長、七ヶ浜町長、利府町長、女川町長及び南三陸町長が行うこととし、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 17 条第 1 項前段の規定による通知をしたので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩